練馬区議会議員（無所属）

かとうき桜子

区政レポート

2023年1月号
（議会報告通号 Vol.151）

メールマガジン
発行中！

〒178-0063 練馬区東大泉 3-1-18-102
電話 03-3978-4154　　FAX03-3978-4158
ＨＰ　http://www.sakurako-nerima.com/
メール　sakurako_happy_society@yahoo.co.jp

11月、新座にある認定ＮＰＯ法人暮らしネット・えん代表小島美里さんを講師に迎えて勉強会をおこないました。

１９９０年代、介護保険が始まる前の介護サービスは行政が提供する限定的なものでした。そんな中、重度の障害を持つ人の在宅生活を支える必要があると、小島さんたちはボランティア活動を始めたそう。しかし、行政のヘルパーが来られない夜間や休日などをボランティアで支えているのでは継続ができないと、近隣の病院の協力を得て団体を立ち上げたそうです。そして、支援を要する人からの「こんな支援があったら良いのに」という声に応える形でデイサービスやグループホームなど事業を拡大してきた―当事者の声があるからやってきた、という、設立に至るまでの話にとても共感をしました。

介護制度の課題としては、

・現在の介護制度は、予防と看取りが中心で、その間の「介護が必要になっていく時期」の支援が不十分であり、徐々に介護が必要になる高齢期を安心して過ごせる状況にない

・家事を支援する訪問介護の「生活援助」はあまり使わないようにと言われるなど、制度上軽視されているのだが、人の生活は身体介護と家事とで切り分けられるわけではない

・介護保険制度ができたときは、多くの高齢者が家族と同居しており、脳卒中など身体的な介護が必要になることを想定して制度設計されていた。しかし、現在はひとり暮らしの高齢者も増えているし、認知症で介護を必要とする人が多くなっていることに対応できていない。認知症で外に出かけたまま家に帰れなくなるなどの症状がある人で要介護認定を受けていない人も多い。

といった課題提起がありました。安心して使える介護制度の実現に向け、声を上げていく必要があると改めて考えさせられました。

介護に関する勉強会「コロナ禍と介護」

参加申し込み QR コード↓

【日時】2月２５日（土）午後２時～４時
【会場】男女共同参画センターえーる　研修室１（石神井町 8-1-10）

2018 年３月から 2020 年１月まで 10 回にわたって、定期的に介護の勉強会をしていました。介護施設を見学させていただいたり、ケアマネジャー、介護職、薬剤師、歯科など、介護を必要とする人に関わる様々な専門職のお話をお聞きしてきまして、ずっと継続するつもりだったのですが、コロナ禍になり、休止せざるを得ない状況になってしまいました。

今でも高齢者福祉では、コロナに感染すれば重度化する方々を前に厳しい感染対策がとられています。施設見学などはできる状況にはありません。

でも、可能なところから、情報交換、意見交換をしていこうと、まずは「コロナ禍で介護現場はどんなことに悩み、課題と考えてきたのか」というお話を聞くことから再開したいと思い、企画しました。

私の議員４期目の活動で企画する勉強会としてもこれが最後になると思います。ぜひご参加ください。

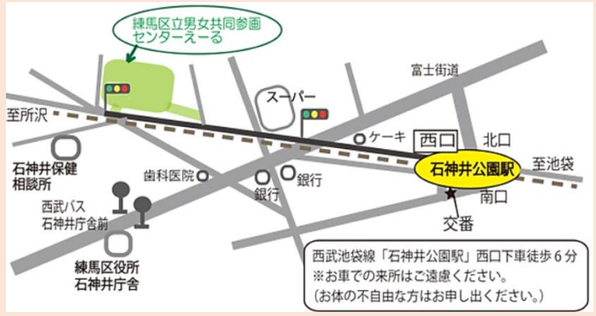

かとうぎ桜子プロフィール

●1980 年生まれ。現在、42 歳です。27歳から区議会議員になって、4 期目です。
●桐朋女子という、自由な校風の中学・高校を卒業しました。こどもの頃から猫が好きで、今も3匹の保護猫を飼っています。キジトラ、サバトラ、黒猫。
●慶応義塾大学文学部では国文学を専攻していましたが、人間関係を調整する仕事に関心を持ち、大学4年の夏休みにホームヘルパー２級の資格を取得しました。
●もっと深く福祉のことを知りたいと、大学卒業後に夜間の上智社会福祉専門学校に入学し、昼間はヘルパーや福祉関係の事務の仕事をしながら、2005年に社会福祉士を取得。
●社会福祉士取得後、NPOで介護の仕事をしたのですが、制度的な課題を感じ、介護保険など制度運用の改善と地域で人の生活をささえるしくみを作りたいと、2007 年の区議会議員選挙に初挑戦し、当選しました。
●議員になってすぐ、区立保育園の民営化問題で当事者が置き去りとなって施策が進められていることに疑問を感じ、
立教大学大学院・21 世紀社会デザイン研究科にて、民営化問題と市民参加について研究しました。
●2012 年、検診で子宮頸がんが見つかり治療。今は定期検診のみで、落ち着いていますが、
この経験を機に、女性の健康や人権についてもっと取り組んでいきたいと考えました。
●2014年、東日本大震災で被災した地域の応援の活動で知り合った夫と結婚。
●2017 年、手話検定 I 級取得。
●2018 年、シェアハウスと地域の拠点「ウイズタイムハウス」を大泉学園町4丁目にオープン
●2019 年、福祉と連携した旅行サービスと NPO 等の支援活動をする「桜こみち株式会社」設立
●2020 年、介護福祉士を取得。
●ヘルパーや相談員の仕事も続けています。現場の実践を政策に活かすとりくみを今後も続けていきます。
●ヘルパーの活動などでご高齢の方や障害のある方にお会いする機会も多いため、コロナの感染状況を見ながら駅での配布は休止したり再開したりしています。

コロナ・物価上昇対策のための国の交付金の課題―12月の補正予算から

12月の練馬区議会定例会で、補正予算の審査をしました。概要は左ページの上の表のとおりですが、今回の補正予算は、歳入としては国からの交付金と区の財政調整基金からの繰り入れが中心。

歳出は区の職員などが使う抗原検査キットの購入、コロナのワクチンの職域接種の委託料、そして国の交付金を活用して区が独自に低所得の子育て家庭への臨時給付金を行うというものでした。補正予算全体の項目のボリュームとしてはあまり大きくはないものでした。今回の区政レポートでは、今回の補正予算で区が独自に実施した給付金から見えてくる制度的課題をご紹介します。

コロナ対策に物価高騰対策が加わった交付金を活用し、区独自の給付金を実施

国の制度に「**新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金**」という、自治体のコロナ対策の取り組みに国から交付金を出すしくみがあります。その交付金の枠組みの中に2022年9月、物価上昇への対応として「**電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金**」が創設されました。

その交付金を活用し、今回、練馬区が実施するのは、児童扶養手当を受給している世帯、または家計急変世帯に対し、こども1人あたり10万円を支給する給付金。すでに手当を受給している世帯は、新たな手続きをしなくても給付を受けることができます。

この給付金について、私たちの会派では、いくつかの制度的課題があると考えて指摘しました。

課題①単発の給付金が長期的な視点に立った生活支援になるのか？

ひとつめは、コロナ禍に加えて物価上昇という、生活に悪影響を与える情勢が長引いている中で、単発で給付金を支給することが果たして長期的視点から人の暮らしを支える生活困窮者支援といえるのだろうか？　という課題です。

もちろん生活困窮状態にあれば、臨時的に5万円、10万円という収入があれば助かるでしょう。でも、例えば「毎年○月には必ず給付がある」といった見通しが立つなら良いですが、そうではなく、**突然実施される給付を繰り返すことで果たして抜本的な問題解決になるでしょうか。**

しかし、この交付金は、9月に創設が発表され、なにに活用するかを申請する締め切りが10月末までででした。そして、今年度中に使わなければならないのです。国が示している推奨メニュー以外の活用も可能ですが、その場合、計画を提出しなければならないとも書かれています。そうなると、**この短期間で自治体としてできることは実質的に給付金でないと難しい**ということになります。このような、場当たり的としか言えない国の支援策の是正を求める必要があります。

課題②この給付金は収入認定される

この給付金は生活保護世帯も対象になります。しかし、収入認定されて、その分生活保護費から引かれるので、実質的にはあまり活用できません。区は、国と控除額の拡大について交渉するということでしたが、補正予算の審査の段階で控除額は8千円でした。つまり、例えば10万円の給付があっても、その世帯にとっては8千円分しかプラスにならずあとは返還するということです。

生活保護は、年金など他の施策を活用しても不足する最低生活費を保障するしくみ。ですので、年金受給している場合も、働けるようになった場合も、その分の生活保護費は引かれます。収入の種類によって一定額が控除されたり、収入認定されない場合があります。コロナ禍で行われた国の給付金は収入認定されず、満額給付されました。生活保護は2013年に引き下げられ、ただでさえ苦しい生活を強いられていることに加え、コロナ禍でマスクなど新たな出費ができたこと、また物価上昇の影響は誰にも等しく起きていることなので、給付金によって生活保護費が差し引かれないということは当然の対応だと思います。

しかし、国の給付ではそのように対応していたものが、交付金による自治体事業では変更されてしまうのはなぜなのか。整合性もありません。

また、生活保護以外の人もこの給付金は課税対象となる可能性があるということで、生活は改善していないにもかかわらずこの臨時的な単発の給付金を受けたことで課税世帯となり、今後の生活困窮者支援から漏れる人も出るおそれがあります。

課題③子育て世帯以外への支援は？

3つめに、今回の対象者以外にも生活困窮している人はいるのに、なぜ対象を子育て世帯に限定するのかということです。前回のレポートでもご紹介しましたが、昨年9月末での特例貸付の終了、今年1月からの返済開始を前にして、返済免除の対象も狭い中で、返済が困難で破産手続き等の対応を進める人も増えているという指摘もあります。

このような中、もっと幅広い対象を想定した支援策を検討すべきだったのではないでしょうか。

長期的な視点に立った根本的な生活困窮者支援を国に求め、区も主体性を持って対応していくべきであると考えます

練馬区「令和４年度補正予算（第３回）の概要」の資料より抜粋

（1）一般会計（補正第3号）　補正額　1,326,085　千円
〔補正後の額　315,029,899　千円〕

（単位：千円）

歳出事業名	補正額	説明	
2 総務費	30,597		
1 職員福利厚生費	30,597	抗原検査キット購入費	23,000
		職域接種等委託料	7,597
11 こども家庭費	1,295,488		
1 低所得の子育て家庭への臨時給付金経費	1,295,488	消耗品費	141
		通信費等	1,182
		福祉情報システム改修等委託料	4,165
		給付金	1,290,000

（2）財源内訳　（単位：千円）

区分	補正額	款名			
一般財源	120,323	地方特例交付金	120,323		
特定財源	1,205,762	都支出金	780,428	繰入金	425,334
合計	1,326,085				

内閣官房・内閣府総合サイト「地方創生」に掲載されている「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の概要

別添

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の創設
（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額・強化）

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施する地方公共団体の取組に、より重点的・効果的に活用される仕組みへと見直しを図りつつ、対策を一層強化するため、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を創設する。

- ○ 予算額：6,000億円（コロナ・物価予備費 追加額4,000億円＋既定予算2,000億円）
- ○ 交付対象：都道府県及び市町村
- ○ 対象事業：エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、支援を行う事業。以下に効果的と考えられる推奨事業メニューを提示。（詳細は、2頁参照）

推奨事業メニュー	
（生活者支援） ①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援 ②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援 ③消費下支え等を通じた生活者支援 ④省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	（事業者支援） ⑤医療・介護・保育施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援 ⑥農林水産業における物価高騰対策支援 ⑦中小企業に対するエネルギー価格高騰対策支援 ⑧地域公共交通や地域観光業等に対する支援

※地方公共団体が、上記の推奨事業メニューよりも更に効果があると考えるものについては、実施計画に記載して申請可能。

- ○ 算定方法：人口や物価上昇率等を基礎として算定

1

推奨事業メニュー

生活者支援

① エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援
住民税非課税世帯以外の世帯を含む低所得世帯を対象とした、電力・ガスを含むエネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担を軽減するための支援
※ 住民税非課税世帯には、「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」（仮称）として、1世帯当たり5万円をプッシュ型で給付。

② エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援
物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための小中学校等における学校給食費等の支援
※ こども食堂に対する負担軽減のための支援やヤングケアラーに対する配食支援等も可能。

③ 消費下支え等を通じた生活者支援
エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者に対してプレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等を発行して消費を下支えする取組などの支援

④ 省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援
家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ性能の高いエアコン・給湯器等への買い換えなどの支援

事業者支援

⑤ 医療・介護・保育施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援
医療機関、介護施設等、障害福祉サービス施設等、保育所等、公衆浴場等に対するエネルギー・食料品価格の高騰分などの支援

⑥ 農林水産業における物価高騰対策支援
農業者が構成員となる土地改良区における農業水利施設の電気料金高騰に対する支援や、高騰する化学肥料からの転換に向けて地域内資源を活用する独自の取組などの支援

⑦ 中小企業に対するエネルギー価格高騰対策支援
中小企業に対するエネルギー価格高騰の影響緩和や省エネ・賃上げ環境の整備などの支援

⑧ 地域公共交通や地域観光業等に対する支援
地域公共交通事業者や地域観光事業者等（飲食店を含む）に対するエネルギー価格高騰の影響緩和、省エネ対策、地域に不可欠な交通手段の確保、コロナ禍にあっての事業継続、地域特性を踏まえた生産性向上に向けた取組などの支援

※ 地方公共団体が、上記の推奨事業メニューよりも更に効果があると考えるものについては、実施計画に記載して申請可能。

2